

広島県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月三日

広島県議会議長 林

正 夫

広島県議会議規則第一号

広島県議会議規則の一部を改正する規則

広島県議会議規則（昭和三十四年五月十五日議決）の一部を次のように改正する。

第九十七条第二項中「速記法による速記又は録音したテープの反訳」を「議長が適当と認める方法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。